

文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会公募区民委員選考要領

22文教教真第62号平成22年5月21日部長決定

27文教教真第81号平成27年5月21日改正

2020文教教真第 号令和2年6月15日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱（2020文教教真第7号）第3条第2項に規定する公募委員を決定するに当たり、文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会公募区民委員募集要領（2020文教教真第46号。以下「募集要領」という。）に基づき応募した者（以下「応募者」という。）の選考について、募集要領第6条第2項の規定により、必要な事項を定める。

(審査員)

第2条 選考に当たっては、教育推進部長が指定する3人を審査員とし、申込書及び作文の審査（以下「書類審査」という。）並びに面接審査を行う。

(選考方法)

第3条 書類審査による選考の後、面接審査を行う。

(書類審査)

第4条 作文審査は、応募者から提出された申込書及び作文について、別表の評価基準により採点を行う。

2 前項の採点は、第2条に規定する3人の審査員が各評価項目を25点満点で評価し、評価項目ごとに各審査員の採点の平均を応募者の得点とし、総合評価を100点満点で行う。

(面接審査)

第5条 面接審査は、前4条により選考された者1人につき、第2条に規定する3人の審査員が約10分程度の面接を行い、別表の評価基準により審査を行う。

2 前項の採点は、3人の審査員が各評価項目を25点満点で評価し、評価項目ごとに各審査員の採点の平均を応募者の得点とし、総合評価を100点満点で行う。

(公募委員の決定)

第6条 第2条に規定する書類審査及び面接審査の総合評価がともに60点以上の者のうち、各総合評価を合計した得点が高い者から順に公募委員を決定する。

2 前項の規定により決定した者に辞退が生じた場合は、次点の者を繰り上げる。

3 選考結果については、書面により応募者に通知する。

(その他)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。